

県民体験型イベント企画運営等業務仕様書

1 委託業務名

県民体験型イベント企画運営等業務

2 目的

県では、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」で、毎年11月15日から12月14日を「障害者月間」として定めている。県民の関心や理解を深めるとともに、障害のある人の社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を進めることを目的とし、この期間中やその前後に関係団体等とも連携して、様々な取組を集中的に展開している。

本委託では、障害や障害のある人に対する県民の理解啓発や障害のある人の社会参加の推進を目的とし、県民が参加できる体験型イベントを実施する。

3 業務概要

障害や障害のある人への理解促進につながることを目的として、子どもを主な対象としつつ、障害の有無や年代に関わらず幅広い県民が参加し、楽しむことができる体験型イベントを、下記のとおり開催する。

(1) 日時

令和8年11月15日（日曜日）から12月14日（月曜日）までの間を基本として、1回以上実施すること。

※時間帯は、9時00分～18時00分を基本とし、集客を考慮し最適な時間とすること。

(2) 開催場所

子どもが安全に参加可能であり、障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい環境を備えた適切な県内会場とすること。

(3) 内容

ア イベント全般に係る運営業務

- (ア) 企画・管理・全体総括等（参加者は200名程度を想定）
- (イ) 運営（運営マニュアル・会場レイアウト・動線作成等）
- (ウ) 関係者との調整
- (エ) 参加者の誘導及び安全対策
- (オ) 会場装飾・設営・撤去・運搬
- (キ) 受付（募集等を含む場合）
- (ク) 合理的配慮の提供（情報保障等）
- (ケ) 会場施設との調整
- (コ) その他イベントの実施に必要な業務

イ 広報に関する業務

本取組の趣旨及び内容を広く周知するため、広報物（動画や写真、ポスター等）の制作やSNS等を活用した周知、受託者が有する企業・団体等との関係性を活用した個別案内などを実施すること。

ウ 効果測定に関する業務

各イベントの参加者数をカウントして報告すること。また、参加者にアンケートを

実施すること。

4 委託金額

3, 5 6 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 履行期間

委託契約締結日から令和9年1月29日（金曜日）まで

6 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県と適宜協議を行い実施すること。
- (2) 事業の運営に必要な適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については受託者によりこれを行うこと。
- (4) 設備、資機材等は特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用及び会場使用料はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお加入後は保険書類の写しを、県障害福祉課企画に提出すること。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (9) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物の著作権者人格権は行使しないものとする。
- (10) 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いにあたっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。
- (11) 合理的配慮の提供（情報保障等）にあたっては、『みんなで楽しむイベントづくりサポートブック』（https://saga-style.jp/download/supportbook/saga_supportbook2022.pdf）を参考とすること。